

民間活力活用に関する指針

東広島市

平成23年11月

目 次

	ページ
第1 指針策定の背景	1
第2 民間活力活用の基本的な考え方	1
第3 民間活力活用の目的等	
1 民間活力活用の目的	2
2 民間活力活用による効果	2
第4 民間活力活用の手法等	
1 民間活力活用の主な手法	2
2 民間活力活用の手法の選択	4
第5 民間活力活用の推進等に関する留意事項	5
第6 今後の推進方策	6
参考資料1 民間活力活用手法の比較表	7
参考資料2 民間委託の業務例	8

第1 指針策定の背景

少子高齢化の進行による人口減少、価値観や生活様式の多様化、高度情報技術の飛躍的な発展、地方分権社会の進展など、地方自治体を取り巻く社会経済環境は、これまでにないスピードで大きく変化している。

また、核家族化や高齢化の進行、地域社会の連帯意識の低下等により、子育てや介護、あるいは地域防犯、防災など、これまで家庭や地域の自助・共助で支えられていた私的な共同活動が公共サービスに変わるなど、公共サービスに対する依存度は、これまで以上に高まっている。

高度経済成長期においては、多様化する住民ニーズへの対応を積極的に行政が担い、行政の守備範囲が拡大してきたところであるが、地域社会環境や住民の価値観の変化等に伴うニーズの多様化、また、長引く景気の低迷による国と地方の厳しい財政状況により、行政が直接、将来にわたってサービスを提供し維持していくことは、質的にも量的にも限界となることが予測される。

本市では現在、第4次行政改革に取り組んでおり、一定の成果を挙げているところであるが、今後も厳しい財政状況が予想されることから、引き続き経費の削減や職員定員の適正化に努めていかなければならない。そのためには、限られた職員数により効率的で質の高い事務事業の実現と多様化する市民ニーズへの対応を図っていく手段が必要である。

こうしたことから、民間の経営資源を行政サービスの提供に積極的に活用することとし、活用に当たっての基本的な考え方や民間活用の手法などを明らかにするため、本指針を策定するものである。

第2 民間活力活用の基本的な考え方

本市の限られた経営資源を市が実施すべき分野に重点的に配分することで、市民サービスの向上を図っていく必要があることから、民間による実施が可能な分野については、民間の活力を積極的に活用していくことが有効と考える。

民間活力活用の検討に当たっては、「民間に委ねることが可能なものや民間になじむものは民間へ」ということを基本に事務事業の見直しを行い、次の業務を除くすべてについて、民間委託等をはじめとした民間活力の更なる活用の可能性について検討を行うものとする。

- ・法令の規定等により、市が直接実施しなければならないもの
- ・許認可等の公権力の行使にあたるもの
- ・政策や施策の企画立案、調整、決定などのうち、市自らが判断する必要のあるもの
- ・行政指導が必要となるもの
- ・秘密性、機密性の高いもので、市が実施すべきもの

第3 民間活力活用の目的等

1 民間活力活用の目的

これまで実施してきた事務事業について、行政が本来果たすべき役割の観点から、そのあり方を見直し、民間でできることは民間に委ね、本市における行政と民間との協働を推進し、簡素で効率的な行政を実現することを目的とする。

また、従来行政が行ってきたサービスにおいて、民営化、民間委託等による民間活力を積極的に取り込むことで、高度化、複雑化する市民ニーズに的確に対応した公共サービスの提供を推進するとともに、これらに要する経費の縮減を図る。

2 民間活力活用による効果

民間の活力、技術、ノウハウ等を活用することにより、次のような効果が期待される。

(1) 市民サービスの向上

多様なサービスの展開やニーズに対する弾力的な運用などが可能となり、市民サービスの向上につながる。

(2) 業務の専門性の向上

設計・調査業務、システム開発業務、福祉サービスなど、高度な技術や専門的な知識を必要とするものにおいて、業務の専門性が向上する。

(3) 負荷変動への対応

規模の大きな調査業務の実施など、一時的な事務量の増加に対して、職員配置に変動を来すことなく業務の遂行が可能となる。

(4) 地域経済の活性化

市がこれまで直接行ってきた業務を外部へ委ねることにより、地元企業などの活力が増進し、地域経済の活性化が図れる。

(5) コストの削減

民間へ委ねることにより市場での競争性が働き、業務に係るコストの低減が図れる。

第4 民間活力活用の手法等

1 民間活力活用の主な手法

(1) 民営化

民営化とは、市民サービスの向上や効率的・効果的な行政運営などの視点から、民間が主体となってサービスの提供や事務事業を行う方が望ましい事務事業について、サービスの提供施設の民間移譲や事務事業の廃止等により、そのサービスの提供や事務事業の全部又は一部に関して、その業務執行を全面的に民間が実施主体として担っていくことをいう。

ア 民営化に適する分野

- ・法令等の改正により、行政が実施主体となつて行う必要性が失われているもの、又は減少しているもの
- ・民間によって同様のサービスが提供されており、行政が競合して実施する必要性が薄れているもの
- ・行政によるサービス提供を廃止又は縮小することにより、民間によるサービスの拡大、充実が期待できるもの
- ・市民の需要が多く、民間の経営努力により採算がとれると見込まれるもの

イ 民営化の判断基準

- ・需要が多くあるか、又は需要が発生する確実性が高いか
- ・同一サービスを提供する民間事業者が多いか
- ・受益者負担を求めることができるか
- ・法令上の制約はないか

(2) 民間委託

民間委託とは、市民サービスの向上や効率的・効果的な行政運営などの視点から、市が主体となつて行うべき行政サービスの提供や事務事業について、市が行政責任を果たす上で必要な監督権を留保しつつ、その具体的な実施を民間等へ委託することをいう。

ア 民間委託に適する分野

- ・定型的な事務事業
- ・業務形態が時期的に集中するもの
- ・専門的な知識・技術設備等を必要とするもの
- ・イベントなど効果的な運営が期待できるもの
- ・同種の業務を行う民間の事業主体があるなど、効率的な執行が期待できるもの

イ 民間委託の判断基準

- ・住民サービスが維持又は向上するか
- ・人件費等の経費の節減につながるか
- ・事務処理の効率性が向上するか
- ・外部の専門的な知識や技術の活用が図れるか
- ・行政責任が確保でき、住民の理解が得られるか
- ・法令に適合しているか

(3) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、公の施設の管理について、幅広く民間事業者やNPO法人などの団体に管理代行させることができる制度である。多様化する市民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としている。

ア 指定管理者制度の運用等

本市では、平成20年7月に「指定管理者制度運用マニュアル」及び「第2期指定管理者指定に向けてのガイドライン」を策定し、指定管理者制度の導入を進めていく上での基準や手順等を示している。

(4) P F I ・ D B O

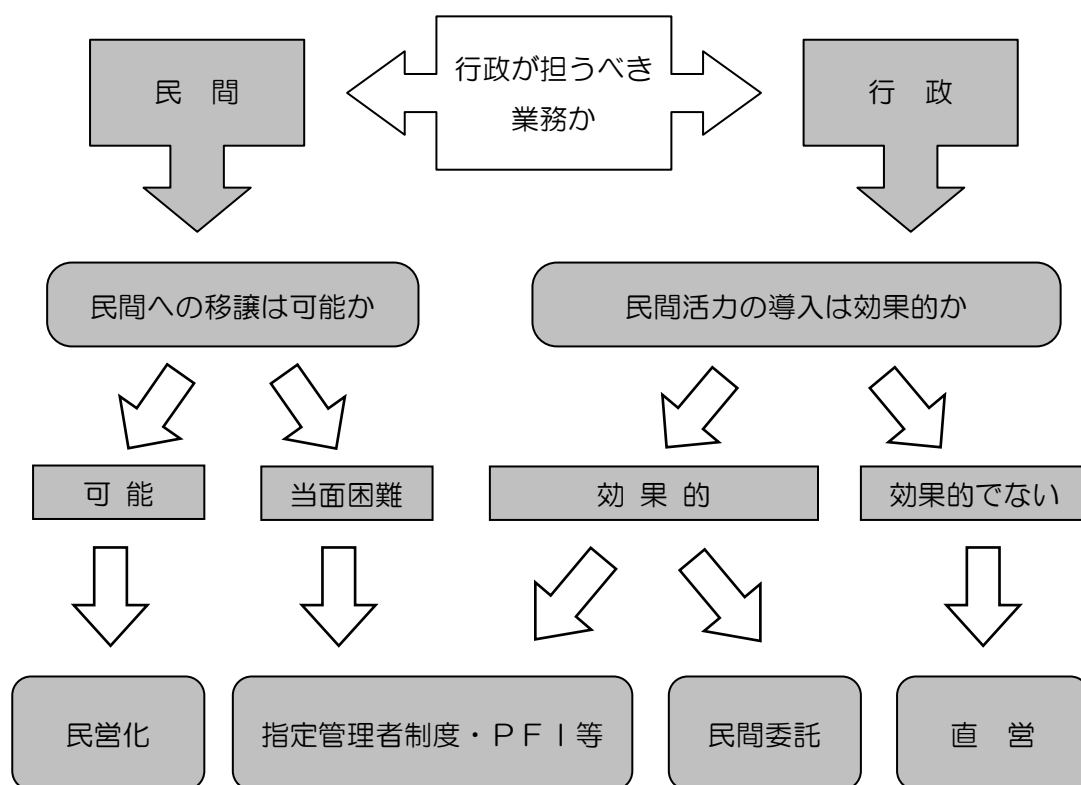
P F I (Private Finance Initiative) とは、従来、地方公共団体が自ら行ってきた公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行い、地方公共団体が直接実施するより効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法である。

D B O (Design Build Operate) は、P F I と同様に、設計、建設、運営及び維持管理を一事業として包括し、民間に長期的に委ねる手法であるが、P F I と異なる点は、事業資金を公共で調達することにある。

ア P F I 導入の指針

本市では、平成22年9月に「東広島市におけるP F I 導入のための指針」を策定し、P F I の導入を進めていく上での基本的な考え方、手順等を明らかにしている。

2 民間活力活用の手法の選択



第5 民間活力活用の推進等に関する留意事項

民間活力活用の推進、実施に当たっては、次の事項に留意することとする。

(1) 推進に当たっての留意事項

ア 目的の明確化

最少の経費で最大のサービスを提供することを原則としながら、どのような効果を重視して民間活用を行うのか、その目的を明確にする。

イ 受託者の把握・発掘

雇用の場や機会の創出の推進の観点から、可能な限り業務遂行能力、専門知識・技術水準等の高い地元の民間等受託者の把握や発掘に努める。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 競争性・公平性・透明性の確保

民間委託等の相手方の決定に当たっては、正当な理由なく、相手方の長期にわたる固定化や業務の独占などが生じることのないよう、入札や公募などによる競争性、公平性、透明性を確保しながら行う。

また、競争によらず、相手方を決定する場合には、事務事業等の性質上、当該相手方以外への委託等が不適切なものでないか検証し、その理由を明らかにする。

イ サービス水準の確保

達成すべきサービス水準を可能な限り仕様書等に具体的に示し、サービス水準の確保、向上に努めることとし、業務の実施過程においては、定期的にこれを検証し、サービスの低下が明らかな場合には適切な指導を行う。

ウ コストの比較

直営で実施する場合と民間活力を活用する場合とコストの比較を行うとともに、費用対効果に留意しながら、民間活用によって事務事業の効率性が向上するか検証する。

エ 責任所在の明確化

市の行政責任を確保するために、市と民間との役割分担及び責任の範囲を契約書、協定書等により明確化しておくとともに、契約の履行過程において市の管理監督が十分に働くよう留意する。

オ 施設における市の管理責任

民間委託等により施設の管理運営を行っている施設においては、施設設置者である市の責務として、事故を未然に防止するため、実地調査を含めた施設、設備の保守・安全確認等の強化など、管理監督に努める。

また、施設・設備や業務内容において、万一の事故が発生した場合を想定し、危機管理マニュアル等を策定し、これに基づく市と指定管理者等との連携について、十分、協議を図るとともに、指定管理者等の対応の徹底及び検証等の指導を行う。

カ 法令遵守事項の徹底

法令等、事業実施者が当然遵守しなければならない事項については、民間委託等の検討段階から十分留意するとともに、契約書、協定書等において徹底する。

キ 業務従事者の適正な労働条件の確保

契約書等で労働関係諸法令の遵守を徹底する他、発注に当たり仕様書等を通じ民間委託等の相手方に業務従事者の適正な労働条件（勤務時間、賃金等）について留意を促すなど、その確保に努める。

第6 今後の推進方策

民間活力活用を推進していく上で、より実効性の上がる方策として次の各事項に取り組むこととする。

(1) 新規事業の民間活力の活用

新規事業については、民間活力を最大限に活用するよう積極的に検討する。

(2) 既存事業の民間活力の活用

予算編成の過程等において、民間活力の導入又は活用の可能性を積極的に検討するとともに、第4次行政改革実施計画及び第2次定員適正化計画における取組み事項との整合を図りながら、民間活力の着実な推進を図る。

(3) 民間活力活用の効果の検証と見直し

ア 効果の検証

民間委託等を行った業務については、サービスの質やコストの妥当性など、委託の効果について定期的に検証するものとする。

イ 民間活力活用の見直し

民間委託等の効果の検証に基づいて、必要に応じて、有効性や執行方法、委託内容や委託料の積算等について見直しを行うものとする。

(4) 民間活力活用推進体制

民間活力活用の取組みの全庁的な推進状況を総括するとともに、民間活力の導入等の取組みの総合的な調整・推進は、総務部総務課において行う。

参考資料 1 民間活力活用手法の比較表

区分	公共サービス（直営を除く）			
提供主体	民間が独自に提供するもの	民間に委ねるもの		
手法	民営化	民間委託	指定管理者制度	P F I D B O
仕組み	市が行っている事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者へ移行する仕組み	市の業務のうち、専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託する仕組み	民間事業者等による公の施設の管理を可能にする仕組み	民間事業者又は公共が資金を調達し、施設の建設から管理運営までを一括で提供する仕組み
対象	すべての公共サービス（施設管理以外のソフト事業も含む）		公の施設の管理運営（建設は含まない）	公共施設の建設から管理運営まで
効果・特徴	公共サービス水準の向上			
	行政部門のスリム化 住民ニーズへの柔軟な対応 地域経済の活性化	スリムな経営体質の実現 地域経済の活性化	事業コストの削減 利用料金制度の活用	事業コストの削減 財政負担の平準化（P F I） 地域経済の活性化
課題	移行時のコスト 議会や市民への説明・理解に時間と労力が必要 経営悪化の場合に運営の縮小や撤退の可能性	公共サービス水準の指標の明確化		
		委託業務内容に関する専門的知識の維持 責任の明確化	評価の適正化 自治体内のノウハウの維持	自治体内のノウハウの維持 手続きの煩雑さ
本市の取組状況等	介護サービス施設を民間事業者へ譲渡 保育所の一部を民設民営化	さまざまな業務ですでに導入済みであるが、更なる推進が必要	すでに導入済みであるが、効果が十分に発揮されていないものがあり、制度適用施設の精査が必要	平成 22 年 9 月に「東広島市における P F I 導入のための指針」を策定し、導入検討に向けた環境を整備

参考資料２ 民間委託の業務例

業 務 の 種 類		業務の例 (他自治体における事例など)
1 業務量は大きいものの定型的な作業であるもの 又は 2 臨時的に業務量が集中するような負荷変動の大きなもの	(1) データ入力・集計・管理業務	・大量のデータ入力、集計処理 ・データベースの構築
	(2) 調査統計業務	・調査、統計の実施 ・アンケートの実施、結果の分析
	(3) 財産管理業務	・未利用地の維持管理 ・公の施設の管理運営 ・庁舎等の維持管理 ・施設の警備、環境整備
	(4) 窓口業務	・受付、窓口業務 ・資料の閲覧、貸出し ・証明書等の発行
	(5) 広報・宣伝業務	・広報、ホームページの作成 ・パンフレットの作成 ・各種宣伝業務
	(6) その他の定型的・臨時的業務	・文書の収受・発送 ・公用車の運転 ・定期健康診断 ・職員給与、旅費の計算、支給
3 専門的な知識、技術等を必要とし、市において直接実施するよりも民間のノウハウ等を活用した方が効果的であると認められるもの	(1) 設計、測量、地質等調査業務	・施設設計、図面の作製 ・測量、地質の調査
	(2) 用地買収等関連業務	・測量、物件調査、資産評価 ・登記移転事務
	(3) 分析、検査・検定業務	・水質の調査、各種データの分析
	(4) 情報化関連業務	・システムの開発、運用管理
	(5) 企画・運営業務	・イベント等の企画、運営 ・講演会、シンポジウム、研修会等の企画、運営 ・広報、企画資料の作成
	(6) その他の専門的業務	・道路の監視、保守管理 ・電気、機械等設備の保守管理 ・レセプト点検 ・ごみ収集、学校給食調理、清掃業務等